

平成28年度 事業計画

(平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日)

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

平成28年度北見市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

北見市では人口の減少とともに少子高齢化や核家族化が急速に進んでいます。特に、端野・常呂・留辺蘂地区の人口減少と高齢化が顕著で、留辺蘂地区にあっては45パーセントを超える高齢化率となっています。

こうした状況は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け一層進展することとなりますが、国は昨年4月、要支援など軽度の方への支援については、住民同士の新たな支え合いを柱とする介護保険制度の改正を行いました。北見市においては平成29年4月からの移行となりますが、介護保険から切り離される生活支援の仕組みづくりに早急に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このため、平成28年3月に策定した「第3期地域福祉実践計画」の基本目標である「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」を基軸に据え、住民参加による新たな支え合い体制の構築に取り組むほか、高齢者や障がい者の権利擁護事業をはじめ社会的な孤立や生活の困窮など様々な課題を抱える方々への相談支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。

また、介護事業所の実施体制については、平成28年4月1日から北見・端野・常呂・留辺蘂地区の訪問介護事業所を1事業所3支所体制に再編・統合するほか、居宅介護支援事業所についても中央地区（北見・端野・留辺蘂地区）と常呂地区居宅介護支援事業所の2事業所体制に再編するなど、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化に取り組んでまいります。

平成28年度予算は収支均衡予算として編成することができましたが、会費や寄付金などの自主財源は伸び悩み、介護事業も収益性の確保が課題となるなど法人経営を取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。このため、引き続き財政健全化対策に取り組むとともに、地域福祉の増進を使命とする社協活動の原点に立ち返り、職員一丸となって地域に顔が見える社協として事業活動を進めてまいります。

重点推進項目

○社協の見える化と地域密着型事業活動の推進

地域福祉に関するアンケートにおいて、社協の認知度は32.8%と極めて低い数値となりました。社協の基盤は地域にあり、活動の源泉は市民との信頼の絆にある以上、この低い数値は決して看過できるものではありません。

このため、新たに配置する生活支援コーディネーターや福祉専門職員等が積極的に地域に出向くなど地域密着型の事業活動に取り組んでまいります。

I. 具体的な事業推進計画

I. 地域福祉事業

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者、子育て世帯など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにこれまで培ってきた地域福祉活動等を基盤としながら、積極的に地域との連携を図り、地域における支え合いやボランティア活動の取り組みに向けた支援・啓発を進めてまいります。さらに、新たな担い手の発掘・育成を目指し、福祉教育や養成研修などの充実・増強に取り組んでまいります。

1. 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者団体福祉活動支援事業
- (2) 一人暮らし高齢者団体への支援（本所）
- (3) 一人暮らしの高齢者に対する安否確認、相談援助

端野	声かけ訪問	常呂	安心訪問
----	-------	----	------

- (4) 愛の訪問事業（端野支所）
- (5) ふれあいバス旅行

端野	年1回
----	-----

- (6) ふれあい郵便事業

端野	年12回	常呂	年2回（誕生日・年賀状）
----	------	----	--------------

- (7) ふれあい交流事業

端野	ふれあい食事会	年2回	
常呂	ふれあい食事会・おでかけ食事会	年4回	
留辺蘂	いきいきふれあいの集い	年23回	運営委員会形式

- (8) 安心声かけ電話サービス「おしゃべり電話」（常呂支所）
- (9) ふれあいクリスマス会（常呂支所）
- (10) 介護用品給付事業（常呂支所）
- (11) 敬老祝品事業（留辺蘂支所）

2. 障がい者福祉事業

- (1) 障がい者自立者表彰
- (2) ふれあい広場（本所・端野・留辺蘂支所）
- (3) 障がい者団体主催事業への援助・協力
- (4) 障がい児童のいる世帯支援事業（常呂支所）
- (5) 障がい者ネットワーク「常呂ささえてネット」（常呂支所）
- (6) ワークサポート事業（常呂支所）

3. 児童・青少年福祉事業

- (1) 児童支援団体への援助・協力
- (2) 子ども会活動への支援

4. ひとり親家庭福祉事業

- (1) 母子会活動に対する援助・協力
- (2) 児童のいるひとり親世帯支援事業（常呂支所）

5. 小地域ネットワーク事業

- (1) 地域福祉活動合同推進本部の運営
 - ①地域福祉活動合同推進本部会議
 - ②地域福祉活動研修会
 - ③地域福祉活動推進アドバイザーの設置
- (2) 町内会（自治会）福祉活動の推進
 - ①町内会福祉活動助成事業
 - ②町内会（自治会）対象の研修会
 - ③小地域ネットワーク研修会
- (3) サロン事業の推進
 - ①いきいきふれあいサロン事業の推進
 - ②いきいきふれあいサロンの立ち上げ支援（事業実施マニュアルの作成）【新規】
 - ③一日サロン事業【新規】
 - ④いきいきふれあいサロン事業実践者交流会
 - ⑤あったかサポーターの養成

6. 子育て支援事業

- (1) 子育てサポート事業の実施（常呂支所）
 - ①託児サービス「スキップ」事業
 - ②木のおもちゃ・ベビー用品整備・貸出事業

品 目	ベビーベッド・ベビーバス・チャイルドシート・ベビーゲート等
-----	-------------------------------

7. 結婚相談事業

- (1) 結婚相談所の運営及び結婚相談事業の推進

8. 地域援助事業

- (1) 会員弔意事業

端 野	弔意品（ロウソクセット）	留辺薬	供花料
-----	--------------	-----	-----

9. 共同募金助成事業

- (1) 歳末たすけあい見舞金の贈呈
- (2) 福祉団体等歳末助成事業

10. 福祉ショップ事業

- (1) みんなのふれあい福祉ショップ『テルベ』の運営

11. ボランティア事業

- (1) ボランティア市民活動センターの運営
 - ①ボランティア需給調整の推進
 - ②ボランティアアシスタント・ボランティアアドバイザー業務の推進（本所）
 - ③ボランティア市民活動センター運営委員会の開催
 - ④スマイル届け隊（出張講座・披露）の活動推進及び強化
 - ⑤地域活動ボランティアの体制整備【新規】
 - ⑥ボランティア団体や関係団体との交流・情報交換の場づくり（本所・端野・常呂支所）
- (2) ボランティア登録事業の推進
 - ①個人・団体ボランティアの登録促進
 - ②登録説明用パンフレットの整備・活用

③ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進

(3) 市民啓発推進事業の実施

①情報紙の発行

本 所	個人・団体登録ボランティア情報紙「散歩道」	毎 月
	北見市ボランティア市民活動センター情報紙「スマイル」	年 4 回
	ボランティアアドバイザー情報紙	毎 月
	視覚障がい者情報紙「まど」	隔 月
端 野	社協だより地域版と併せた啓発活動の実施	年 4 回
常 呂	ボランティア情報紙「ぺったんこ」	毎 月
留辺蘂	社協だより地域版と併せた啓発活動の実施	年 3 回

②多様な広報媒体や広報資料を通じた積極的な情報提供

③福祉啓発作品展の実施【変更】

④ぺったんこフェスタの開催（常呂支所）

⑤「まごの手届け隊」活動（常呂支所）

(4) 災害ボランティアセンターの整備

①災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用と資機材の整備

②災害ボランティア研修会の開催

③市民及び災害ボランティア活動団体との協働

④北見市防災総合訓練への参加

(5) 養成・研修事業の推進

①各種養成・研修事業の開催

本所・端野 常呂・留辺蘂	ボランティア（養成）講座・研修会	年数回
	ボランティア出前講座	随 時
	ワークボランティア	年 1 回
	ヤングボランティア学習会	年数回
	ボランティア交流会	年 1 回
本所・端野	児童・生徒を対象とした体験学習会	年数回
本 所	車椅子・ガイドヘルプ学習会	年数回
本所・常呂	ボランティア団体との積極的協働と研修会	随 時

(6) 調査・研究事業の実施

①ボランティア派遣要請世帯に対する実態調査の実施

②生活支援ボランティア制度の研究・実施【新規】

(7) 福祉教育推進事業

①児童・生徒のボランティア活動普及事業の推進

②福祉教育実践校・ボランティア協力校事業の推進

③小中高校における総合学習（福祉教育）への支援

④学生ボランティア活動への支援・育成

(8) 関係団体との連携

①企業の社会貢献としてのボランティア活動への援助・協力

- ②ボランティア派遣ニーズ調整会議の開催
- ③北見市福祉の街づくり会議、スマイル@カレッジへの援助・協力（本所）
- ④視覚障がい者「おしゃべりの集い」への援助・協力（本所）
- (9) オホーツク管内ボランティア活動との協力・連携
 - ①オホーツク圏ボランティア活動推進会議への出席

1 2. 福祉人材バンク事業の推進（本所）

- (1) 啓発・広報事業の実施
 - ①広報媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載（毎月1回）
 - ②インターネットによる求人情報の提供
- (2) 養成・研修事業の実施
 - ①福祉施設見学会の開催
 - ②福祉マンパワー活用講習会及び福祉職場説明会の開催
- (3) 需給調整事業の実施
 - ①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進
 - ②求職登録者への情報の提供（毎月1回）と福祉サービスに関する相談
- (4) 関係機関との連携
 - ①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携
 - ②ハローワークとの連携及び出張相談の実施

1 3. 要援護高齢者福祉サービス等事業

- (1) 安否確認事業

本所・端野	乳酸菌飲料の配達により実施（原則週3回、月・水・金曜日）
常呂・留辺蘂	電話により実施（月・水・金曜日）

- (2) 介護用具貸与事業

品 目	電動ベッド・車椅子・エアーマット
-----	------------------

- (3) 緊急通報システム設置事業
- (4) 除雪サービス事業
- (5) 寝具乾燥サービス事業
- (6) 訪問理美容事業
- (7) ひとり暮らし高齢者世帯等除雪地域活動支援・普及事業（除雪機貸与）

1 4. 重度身体障がい者等移送サービス事業（本所・常呂）

1 5. 常呂自治区通院バス運行業務

1 6. その他の事業

- (1) 広報活動の推進

- ①社協だより（全市版・年4回）の発行
- ②社協だより（地域版）の発行

端 野	年4回	常 呂	年12回	留辺蘂	年3回
-----	-----	-----	------	-----	-----

- ③ホームページのリニューアル・フェイスブック等による情報発信【新規】

- (2) 自主財源造成事業

本 所	「ふれあいの夕べ」	実行委員会形式
常 呂	「ふれあいパーティー」	実行委員会形式

- (3) 共同募金運動への積極的な協力
- (4) 福祉団体実施事業に対する援助・協力
- (5) 福祉団体事務への協力（端野・常呂・留辺蘂支所）
- (6) 備品貸出事業

本 所	車椅子・行事用テント・プロジェクター・スクリーン・高齢者疑似体験セット・視聴覚教材（ビデオ・DVD・図書）等
端 野	電動ベッド・車椅子・歩行器・手すり・エアーマット等
常 呂	電動ベッド・車椅子・歩行器・ポータブルトイレ・シャワーキャリー・行事用テント等
留辺蘂	車椅子・行事用テント

※介護用具については、介護保険非該当者が対象

- (7) 在宅介護者訪問事業（常呂支所）
- (8) 「みんなの広場」事業（常呂支所）

II. 生活支援事業

高齢者や障がい者をはじめ生活に様々な課題を抱えている方の尊厳と権利を擁護し、誰もが安心して暮らすことができるように、利用者に寄り添った支援に取り組んでまいります。

1. 相談事業

- (1) 心配ごと相談事業の実施

2. 応急援護資金貸付事業

3. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金の受付
- (2) 特別生活資金の受付

4. 自立支援センター事業

- (1) 生活困窮にかかる総合相談事業
- (2) 生活困窮からの自立支援事業
- (3) 訪問支援事業
- (4) 関係機関とのネットワークによる支援調整会議の運営

5. 法人後見事業

- (1) 法人後見業務の受任
- (2) 法人後見支援員の養成と登録活用（市民後見人）

6. 成年後見支援センター事業

- (1) 成年後見制度に係る相談・支援
- (2) 成年後見制度の普及・啓発
- (3) 市民後見人の養成と活動支援
 - ①市民後見人養成研修の開催
 - ②市民後見人養成研修修了者向けフォローアップ研修の開催
- (4) 市長申立に係る手続き支援
- (5) 運営委員会・審査検討委員会の開催
- (6) 専門職による無料相談（弁護士・司法書士・社会福祉士）

7. 日常生活自立支援事業

- (1) 福祉サービス利用援助
- (2) 日常的な金銭管理
- (3) 書類等の預かりサービス
- (4) 生活支援員の養成と登録活用

Ⅲ. 在宅福祉事業

介護保険事業の経営改善対策として「訪問介護事業所」と「居宅介護支援事業所」を再編・統合し、新たな体制で業務を推進してまいります。新たな体制への移行後も、地域とのつながりを重視し、より質の高いサービス提供に努めてまいります。また、平成29年度から始まる新たな総合事業への対応準備に取り組むほか、地域における生活支援体制を充実強化するため「生活支援コーディネーター」を配置し、地域包括支援センターと一体となった地域づくりと個別支援に取り組んでまいります。

1. ヘルパーステーション（介護保険事業他）

- (1) 介護保険法における訪問介護事業の実施
- (2) 高齢者の生活管理指導員派遣事業（自立者支援）の実施
- (3) 子育て支援世帯の養育支援訪問事業の実施
- (4) 通院等乗降介助等の福祉有償運送事業の実施
- (5) 公的制度に該当しない自己負担等による訪問介護事業の実施
- (6) 職員の資質向上を目的とした研修会への参加

2. ヘルパーステーション（障害者総合支援事業）

- (1) 障害者総合支援法における訪問介護事業の実施
- (2) 障がい者の地域生活援助事業（移動支援）の実施

3. 居宅介護支援事業

- (1) 居宅サービス計画の作成及びサービスの利用管理
- (2) サービス利用関係者によるケアカンファレンスの実施及び参加
- (3) サービス利用にかかるモニタリングの実施
- (4) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務の実施
- (5) 居宅生活にかかる相談・情報提供
- (6) 介護保険の要介護認定調査の実施
- (7) 福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (8) 予防給付ケアマネジメント業務の実施（地域包括支援センターから受託）
- (9) 職員の資質向上を目的とした研修会への参加

4. 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（本所）

- (1) 入居者からの生活相談の対応
- (2) 訪問及び電話による安否確認の実施（朝・夕）
- (3) 生活困難時における一時的な家事援助の実施
- (4) 緊急時における連絡体制の整備と緊急対応の実施
- (5) 地域とのコミュニティーづくりを目的とする団らん室の活用
- (6) 入居者に対する各種講座や交流会の開催
- (7) 高齢者生活相談所の管理

5. 地域包括支援センター事業

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
- (2) 総合相談・支援事業の推進
- (3) 権利擁護事業の推進
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
- (5) 地域住民に対する家族介護教室の実施
- (6) 関係機関と連携した地域アセスメントの実施
- (7) 職員の資質向上を目的とした研修会への参加
- (8) グループホーム、小規模多機能ホーム等地域密着型運営推進会議への参加
- (9) 地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）にかかる広報活動

6. 端野地区在宅介護支援センター事業

- (1) 地域の高齢者実態把握活動及び相談・支援
- (2) 保健・福祉サービスの情報提供及び啓発
- (3) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (4) 東部・端野地区地域包括支援センター及び他事業所等との連携

7. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 介護保険法における通所介護事業の実施
- (2) 障害者総合支援法における基準該当生活介護事業の実施
- (3) 障がい者日中一時支援事業の実施
- (4) 通所型介護予防事業（地域参加型）の実施
- (5) 給食業務の外部委託の実施
- (6) 職員の資質向上を目的とした研修会への参加
- (7) ボランティアの積極的な受入れ

8. 生活支援コーディネーターの配置【新規】

- (1) 地域の課題や要望、地域資源の調査・把握
- (2) 必要な資源の開発とネットワークづくり
- (3) 関係機関・団体等との協働の場づくり

9. その他

- (1) 介護保険事業経営改善検討委員会の開催

IV. 法人運営事業

人口減少や高齢化など外部環境の変化にしっかりと対応しながら、補助金や受託金の確保をはじめ、自主財源の増強や介護事業の経営改善対策に取り組むなど安定的な財政運営に努めてまいります。また、透明性の高い法人運営を図るため、適時理事会・評議員会・地域福祉推進委員会を開催するとともに、役職員一丸となって地域に信頼される社協活動を実践してまいります。

1. 法人の適切な運営

- (1) 理事会及び評議員会の適時開催
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 定例監査の実施
- (4) 支所長・課長連絡会議の開催
- (5) 地域福祉推進委員会の開催（端野・常呂・留辺蘂支所）

- (6) 法律顧問及び会計顧問の設置
- (7) 北見市及び関係機関・団体等との連携
- (8) 役員研修会の開催及び各種研修会への参加
- (9) 計画的な職員研修とスキルアップ及び先進地社協の視察
- (10) 職員の健康管理及び職場環境の点検に係る産業医の職場巡視
- (11) 社会福祉法人制度改革への対応

2. 財政強化の推進

- (1) 社協会費（普通会员・賛助会員）の拡大促進
- (2) 財政健全化計画策定に向けた協議

3. 指定管理施設の適切な運営

- (1) 総合福社会館管理経営事業（本所）
- (2) 老人いこいの家管理経営事業（常呂支所）
- (3) はあとふるプラザ管理経営事業（留辺蘂支所）

4. 障がい者社会参加促進事業

5. コミュニケーション支援事業